明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市橋本町三番地の一

財団法人奈良市商業振興センター

清算人　園部　敏之

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市佐保台西町一一五番地

財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター

清算人　森　誠康

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県奈良市八条五丁目四〇四番地の一

財団法人奈良市防災センター

清算人　大谷　道夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

奈良県吉野郡川上村大字西河五七〇番地

財団法人西河自治会

代表清算人　牧山　昭次

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了（平成二十四年四月一日まで）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

鳥取県鳥取市本町三丁目二〇一番地

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター

清算人　道上　正規

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間平成二十四年三月三十一日を満了し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

島根県松江市島根町加賀六一二〇番地一四

財団法人島根町地域振興財団

代表清算人　内田　敏夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

岡山県井原市井原町三一一番地一

財団法人井原市国際交流協会

代表清算人　片山　正樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

広島県山県郡北広島町荒神原一二九二番地の一

社団法人亀山積徳社

代表清算人　折口　定智

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

山口県美祢市美東町大田六二〇九の一番地

財団法人吉永奨学会

代表清算人　坂本　文男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

山口県萩市大字平安古町二〇八―一

財団法人長北医療センター

清算人　中嶋　薫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

高知市南御座一番二六号

財団法人高知県食鳥検査センター

代表清算人　堀川　俊一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

高知県土佐市高岡町甲二〇一七番地の一

財団法人土佐市開発公社

清算人　田中　和徳

解散公告（第一回）

当公社は、福岡県知事の認可により平成二十四年三月三十日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

福岡県大川市大字酒見二五六番地一

大川市土地開発公社

清算人　福永　寛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

福岡市中央区天神三丁目一〇番一号

特定非営利活動法人福岡資産相続相談センター

清算人　山﨑　隆弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

佐賀県佐賀市下田町四番一三号

佐賀県電設資材卸業協同組合

清算人　内山　修

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第三十一条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

長崎県松浦市福島町塩浜免二九九三番地五〇

財団法人福島町振興公社

代表清算人　太田　末男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

熊本県菊池郡大津町大字森一〇〇〇番地

財団法人大津町体育施設等管理公社

代表清算人　木村　誠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月一日開催の理事会の決議並びに大分県知事の許可により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

大分県別府市西野口町八番三〇号

財団法人永生会

代表清算人　永見　愛治